

2020年3月

受益者の皆さまへ

岡三アセットマネジメント株式会社

「日本中小型ディスカバーオープン」の  
信託終了（繰上償還）（予定）に関する異議申立手続きのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「日本中小型ディスカバーオープン」（以下、「ファンド」といいます。）につきましては、受益権口数が投資信託約款の繰上償還に関する規定に定める5億口を下回る状態が継続しており、また残高の大幅な増加も見込みにくいと推測されます。

こうしたことから、投資信託契約を解約し、受益者の皆さまからお預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって最善であると考え、信託終了（繰上償還）の手続きを行うことといたしました。

信託終了（繰上償還）の手続きは、投資信託約款の規定にしたがい、異議申立の手続きにより行いますので、下記の内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、ファンドの信託終了（繰上償還）にご異議がない場合は、特に必要なお手続きはございません。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

## I. 対象ファンドの名称

日本中小型ディスカバーオープン

## II. 信託終了（繰上償還）の手続き

### 1. スケジュール

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| ①電子公告日         | 2020年3月6日                    |
| ②受益権口数確定       | 2020年3月9日                    |
| ③異議申立期間        | 2020年3月9日から2020年4月15日まで      |
| ④信託終了（繰上償還）確定  | 2020年4月16日                   |
| ⑤購入の申込期間終了（予定） | 2020年4月17日                   |
| ⑥買取請求期間        | 2020年4月22日から2020年5月11日まで（予定） |
| ⑦信託終了（繰上償還）予定日 | 2020年5月15日                   |

注1) 信託終了（繰上償還）の電子公告は、弊社ホームページ (<https://www.okasan-am.jp>) に掲載いたします。

注2) ご異議のお申立てをすることができる受益者は、2020年3月9日現在のファンドの受益者様です。

注3) 異議申立手続きの結果、信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合には、ご異議を申立てされた受益者様は、買取請求期間中に、受託会社に対し、自己に帰属する受益権をファンドの投資信託財産をもって買取を請求することができます。

買取請求の詳細は、「IV. 買取請求について」をご参照ください。

## 2. 異議のお申立ての方法

2020年3月9日現在のファンドの受益者様は、信託終了（繰上償還）について異議（信託終了（繰上償還）に反対の旨）を申し述べることができます。ご異議のある受益者様は、同封のはがきの裏面に以下の必要事項をご記入のうえ、異議申立期間（2020年3月9日から2020年4月15日まで）中に委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社へご郵送ください。

2020年4月15日までの弊社到着分までを有効とします。

なお、信託終了（繰上償還）に賛成いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

### 必要事項（必ずご記入ください。）

- |   |
|---|
| <p>①氏名、捺印<br/>②住所、電話番号<br/>③保有されている受益権口数（2020年3月9日現在）<br/>④取扱販売会社名、取扱店名、口座番号<br/>⑤信託終了（繰上償還）に反対する旨<br/>（信託終了（繰上償還）に反対する場合は、「反対」に○をお付けください。）</p> |
|---|

\* 必要事項に不備等がある場合には、ご異議のお申立ての受けができなくなることがあります。なお、信託終了（繰上償還）に反対する旨の「反対」に○がない場合は、信託終了（繰上償還）に賛成いただいたものとみなしますのでご了承ください。

\* ご異議を申立てされた受益者様に帰属する受益権の合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、ご本人様であることを確認させていただくために書類等をご提出いただくことがあります。

### 個人情報保護ラベルのご使用について

受益者様の個人情報を保護するために、はがき専用の「個人情報保護ラベル」を同封させていただきます。異議をお申立てされる受益者様は、同封のはがきの裏面に必要事項をご記入いただき、その上に「個人情報保護ラベル」を貼付のうえ、ご返送ください。

## 3. 信託終了（繰上償還）の正式決定

### [信託終了（繰上償還）となる場合]

ご異議を申立てされた受益者様の受益権の合計口数が、2020年3月9日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、予定通り2020年5月15日をもって信託終了（繰上償還）します。

### [信託終了（繰上償還）とならない場合]

ご異議を申立てされた受益者様の受益権の合計口数が、2020年3月9日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、本手続きによる信託終了（繰上償還）は行いません。

この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨を、異議申立期間終了後、弊社ホームページ (<https://www.okasan-am.jp>) に公告し、また販売会社を通じて書面にて報告いたします。

### Ⅲ. その他

信託終了（繰上償還）の手続き期間中におきましても、また、信託終了（繰上償還）についてご異議をお申立てされたか否かに関わらず、販売会社で通常通りご換金いただくことができます。

#### お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 営業部 セールスサポートグループ  
フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

#### 【個人情報の取扱いに関して】

異議のお申立てに際して委託会社および販売会社へご提出いただいた個人情報は、信託終了（繰上償還）に関して、異議をお申立された受益者様に帰属する受益権口数の管理、異議をお申立された受益者様による買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針に従って管理されます。

### Ⅳ. 買取請求について

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合には、信託終了（繰上償還）に異議をお申立てされた受益者様は、以下の手続きにより、受託会社（三井住友信託銀行株式会社、以下同じ。）に対し、自己に帰属する受益権をファンドの投資信託財産をもって買取ることができる。

当該買取請求につきましては、ご異議を申立てされた受益者様の任意であり、必ず行わなければならないものではありません。また、販売会社で通常通りご換金いただくこともできます。

#### 1. 買取請求の手続き

- ①ご異議を申立てされた受益者様に対し、弊社から「買取請求のご案内」を送付いたします。
- ②「買取請求のご案内」の買取請求必要書類に必要事項をご記入いただき、買取請求期間（2020年4月22日から2020年5月11日まで）中に、取扱販売会社の取扱店にご提出ください。（買取請求必要書類は、取扱販売会社から、弊社を経由して受託会社に送付されます。）
- ③受託会社は、買取請求必要書類を受理した後、ファンドの投資信託財産をもって受益者様に帰属する受益権の買取りを行います。
- ④買取代金は、受益者様が指定された銀行口座へ受託会社より振込まれます（振込手数料と買取計算書の郵送料が買取代金より差引かれます。）。
- ⑤受託会社から買取計算書を送付いたします。

#### 2. 買取請求された受益権の買取価額

買取価額は、ファンドの受益権が有すべき公正な価額となります。公正な価額とは、受託会社買取請求必要書類を受理した日（受益者様が、取扱販売会社の取扱店に買取請求必要書類を提出された日ではありません。）に算出されるファンドの解約価額をいいます。

#### 3. 買取請求についての留意事項

- ①買取請求は、ファンドの信託終了（繰上償還）についてご異議を申立てされた受益者様が、法令諸規則ならびにファンドの投資信託約款に基づいて受託会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。通常の換金にかかる取扱販売会社に対し

- て行う買取請求とは異なり、買取代金のお支払いまでに日数を要する場合があります。
- ②買取請求を行った受益権につきましては、取扱販売会社での通常の一部解約請求等によるご換金はできなくなります。
- ③買取代金には、非課税扱いの受益者様を除き、譲渡益または個別元本超過額に対して課税されます。また、ご指定口座への振込手数料をご負担いただきます。
- ④買取請求必要書類に不備等がある場合には、受付ができなくなることや、事務処理に時間を要する場合があります。
- ⑤買取請求手続きにあたっては、受託会社宛にマイナンバーおよび本人確認書類をご提出いただきます。

以上